

# 不用給水タンクの売り払いに関する仕様書

## 1 目的

本契約は、不用となった給水タンク（金属・アルミ類をいう。以下同じ。）を売却（処分）することを目的とする。

## 2 契約の種別

金属・アルミ類の単価契約（10kgあたりの単価。単位は円。）

※単価には買受者による搬出等に要する諸費用一切を考慮したものとする。

なお単価設定に際し、事前に搬出場所や給水タンクを現地確認したい場合は、あらかじめ市担当者に連絡し、市担当者の指示に従うこと。

## 3 契約の名称

不用給水タンクの売買契約

## 4 売却の期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

## 5 給水タンクの種類及び搬出予定量

別表のとおりとする。

## 6 搬出場所

中部配水場内 明石市大久保町大窪字戌亥谷3081番地

## 7 搬出時間等

本契約における搬出作業については、買受者が搬出を希望する日の10日前（土日及び祝日を除く）までに市担当者に事前連絡したうえで、市担当者調整後の搬出日において作業を行うこと。ただし、搬出日の調整後であっても、天候状況その他の理由により作業を行わないことがあるので、市担当者の指示に従うこととする。

また、搬出時間帯は、原則として以下のとおりとする。

搬出日	搬出時間帯
月曜日～金曜日 (祝日を含まない)	午前10:00～午後4:00

## 8 搬出車両

- ① 買受者は、給水タンクを安全に積込・搬出でき、かつ、自動車NOx・PM法等関連法令を遵守している車両を使用すること。
- ② 上記車両については、水道施設で対応可能な車両（原則10t車まで）を使用すること。

## 9 積込及び搬出

- ① 買受者は、常に給水タンクの量を把握し、市の業務に支障のないように積込及び搬出を行うこと。
- ② 給水タンクの積込について、現地には機材等はありません。必要な機材（クレーン）等は買受者が用意し自ら積込作業を行うこと。なお、機材の使用については、事前に市の承諾を得ること。
- ③ 積み込みの際に散乱したゴミ等は、買受者の責任において清掃・撤去を行うこと。
- ④ 買受者は、積込作業に関してゴミ等を当該施設内及び周辺道路等に飛散・落下しないよう、十分な対策を講じること。
- ⑤ 搬出の際は、搬出車両の積載重量を超過する等、違法な状態での輸送を行うことの無いよう適正に行うこと。
- ⑥ 積込作業にあたって、隣接道路を通行止めしないよう留意して作業を行うこと。やむを得ず通行止めでの作業が必要となる場合は、市担当者と協議し、通行止めに必要な事前手続き（道路使用許可取得等）や交通整理員の手配は買受者が行うこと。

## 10 その他注意事項

- ① 給水タンクの積込及び搬出作業の実施にあたっては事故・災害等の防止に細心の注意を払うこと。
- ② 給水タンクの積込及び搬出作業時には、水道施設内の施設を損傷しないよう細心の注意を払うこと。なお、万一当該施設を損傷した場合は、買受者の費用と責任において速やかに応急措置並びに原状回復を行うこと。
- ③ 買受者は本契約に関係する法令、条例等これを遵守し、必要な届出、手続き等を行うこと。なお、給水タンクの再資源化処理過程で発生した廃棄物についても、関係法令等を遵守し、買受者の責任において適正に処理すること。
- ④ 搬出作業を行うにあたり、事前に搬出場所などを現地確認したい場合は、あらかじめ市担当者に連絡し、市担当者の指示に従うこと。
- ⑤ 買受者が買受後に給水タンクを使用する場合は、「明石市水道局」の文字を削除してから使用すること。

## 11 提出書類

買受者は、契約締結後、7日以内に以下の書類等を提出すること。

○買い取り及び処理に必要な資格書類の写し（古物商許可証等）

## 12 報告書の提出

給水タンクの搬出重量については作業完了後に報告書を作成し、搬出した日の翌日から7日以内（土日及び祝日を除く）までに提出し、その確認を得ること。

## 13 売却代金の支払い

給水タンクの売却代金については、上記報告書の確認後、市の発行する納付書により支払うこと。また、納付期限についてはこれを厳守すること。

## 14 契約保証金

契約単価（税抜）に搬出予定量を10で除したものを乗じて、これにより得た額に消費税相当額を

加算した金額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、明石市上下水道局契約規程第2条により読み替えて準用する明石市契約規則第25条第1項各号に該当する場合は免除することができるものとする。

## 15 協議

本仕様書に定めのない事項及び細目については、市・買受者の双方協議の上で定めるものとする。

(別表)

## 令和7年度 給水タンク搬出予定量

種類	諸元	備考
給水タンク	① アルミタンク (座・釣金具含む) ・内容量：2 m <sup>3</sup> ・大きさ：950mm×1,300mm×2,200mm	写真参照

(写真)

① アルミタンク (内容量2 m<sup>3</sup>、座・釣金具含む)



※上記の予定量と実際の搬出量との間に増減が生じた場合であっても、単価を変更することなく契約単価による支払となりますので、業務を誠実に履行してください。